



# 伊賀市国民健康保険被保険者の皆さんを対象に実施します 脳ドック・簡易人間ドック

【申込先・問い合わせ】 保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp



## 【申込方法】

### ①はがき

通常はがきまたは63円切手を貼ったはがきに「脳ドック受診希望」または「簡易人間ドック受診希望」と明記し、住所・氏名（ふりがな）・生年月日・電話番号を記入して郵送で申し込んでください。  
※はがき一枚で申し込みできるのは一人分です。

### 《はがきの記入例》 (表)

63円	518-8501	伊賀市
		伊賀市役所
		保険年金課 行
		四十九町3184番地

### (裏)

「〇〇ドック受診希望」
・住所
・氏名（ふりがな）
・生年月日
・電話番号

### ②スマートフォン

スマートフォンで二次元コードを読み取り、受付フォームから必要事項を入力して申し込んでください。  
※1回の入力で申し込みできるのは1人分です。



## 【申込期限】 5月1日(月)

※はがきの場合は消印有効。スマートフォンの場合、期限当日中の受付有効

## 【申し込み時の注意事項】

- ※脳ドックと簡易人間ドックの重複申し込みはできません。はがき、スマートフォンでの申し込みもどちらか一方になります。
- ※脳ドックは、令和3～4年度に受診した人は申し込みできません。
- ※国民健康保険税を滞納している世帯の人は申し込みできません。
- ※受診時点で伊賀市国民健康保険の加入者でない場合は受診できません。
- ※簡易人間ドックは、昨年度に受診していない人を優先します。
- ※脳ドックまたは簡易人間ドックを受診した場合は、毎年7月1日から実施する特定健康診査は受診できません。
- ※脳ドックの受診希望者で、心臓ペースメーカーを装着している人や歯のインプラントを使用している人、今までに手術をしたことがある人は、事前にかかりつけ医師に確認してから申し込んでください。
- ※簡易人間ドックを受診する男性は、希望により前立腺がん検査を受診できます。(追加自己負担額 500円)
- ※申込多数の場合は抽選

	脳ドック	簡易人間ドック
受診資格	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和23年6月2日から昭和58年6月1日までに生まれた人	伊賀市国民健康保険の加入者で、昭和23年6月2日から平成5年6月1日までに生まれた人
定員	420人	610人
実施期間	6月1日(木)～令和6年2月29日(木)	6月1日(木)～11月30日(木)
検査内容	身体測定・血圧測定・血液検査・尿検査・肝機能検査・腎機能検査・脂質検査・血糖・尿酸・心電図・画像診断 (MRI・MRA)	身体測定・胸部聴打診・血圧測定・血液検査・尿検査・検便・肝機能検査・腎機能検査・脂質検査・血糖・尿酸・心電図・胸部・胃検査
検査場所	岡波総合病院 上野総合市民病院 金丸脳脊髄外科クリニック	市内指定医療機関 ※胃内視鏡検査が実施できない医療機関もありますので、予約の際にご確認ください。
自己負担額	9,500円 (検査費用37,100円のうち27,600円を補助します。)	8,700円 (検査費用35,800円のうち27,100円を補助します。)

## 建物の耐震化を支援します

### ◆木造住宅耐震診断事業(無料)

【対象】 昭和56年5月31日までに建築(着工を含む)された3階建て以下の木造住宅。店舗などを併設している場合は、延床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの。  
※母屋のほかに生活できる離れも対象です。



### ◆木造住宅耐震補強計画(設計)の補助

前述の木造住宅耐震診断の結果、評価が0・7未満の住宅のうち、現在居住しているか今後居住が見込まれる木造住宅に対し、評価を1.0以上にする補強工事を補助します。  
※補助対象となる木造住宅の立地など、条件があります。  
※期限内に耐震改修を行った場合、固定資産税額の減額があります。



○木造住宅耐震補強計画(設計)の補助  
1棟あたりの補強設計に要した経費の3分の2(上限18万円)  
○木造住宅耐震補強工事の補助  
耐震補強計画に基づく改修工

事で、1棟あたりの補強に要した経費の一部割合により計算。最大115万4千円)  
○リフォーム工事の補助  
上記の木造住宅耐震補強工事と同時にを行う機能向上を図るリフォームに要する経費の3分の1(上限40万円)  
ただし、市内に本店・支店・営業所を有する建設業者が施工すること。

### ◆ブロック塀の撤去費用補助

【対象】 市内にある道路からの高さが1mを超えるブロック塀などで、道路に面し、地震で倒壊または転倒の危険があるもの。  
【補助額】 標準事業費(6千円/m)と工事費を比較して低い方の2分の1(上限15万円)



### 【申込期間】

4月11日(火)～12月28日(水)  
※予算に限りがありますので、まずはご相談ください。  
※いずれの補助事業も、工事などの契約・着工までに申請が必要です。

【問い合わせ】 住宅課 ☎ 22-9737 FAX 22-9736 ✉ jutaku@city.iga.lg.jp

## 将来の安心のために 国民年金のはなし

### ◆国民年金に加入する人

日本国内に住む20歳以上60歳未満のすべての人は国民年金に加入し、次のいずれかに分類されます。

○第1号被保険者 (自営業・学生・フリーター・無職の人など)  
加入手続きは本人が住所地の市区町村国民年金担当窓口で行います。

○第2号被保険者 (会社員や公務員など、厚生年金保険制度に加入している人)  
加入手続きは勤務先が行います。

○第3号被保険者 (第2号被保険者に扶養されている配偶者)  
加入手続きは第2号被保険者の勤務先が行います。  
○任意加入被保険者 (海外在住の日本人・年金を満額に近づけたい人など)  
※それぞれ年齢条件があります)  
加入手続きは本人が住所地の市区町村国民年金担当窓口で行います。

### ◆付加年金をご存じですか

第1号被保険者や任意加入被保険者(65歳以上の人を除く)は、定額保険料に加えて付加保険料(400円/月)を納付すると、老齢基礎年金に付加年金を上乗せして受け取ることができます。

### 【申請方法】

基礎年金番号のわかるものと本人確認書類(運転免許証など)を持参の上、保険年金課・各支所または津年金事務所へ付加保険料の納付の申し出をしてください。  
※国民年金基金に加入している人は、付加保険料を納付することはできません。

【付加年金の年間額(年間受取額)】  
200円×付加保険料納付月数  
※申請をした月分から納付します。納付を止める場合は申し出が必要です。



【問い合わせ】 ○保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151 ✉ hoken@city.iga.lg.jp  
○津年金事務所国民年金課 ☎ 059-228-9112

